
今月のテーマ 第2号文書と第7号文書について

ビジネスにおいて、契約書を取り交わす際に印紙をいくら貼ればよいのか判断に迷う場合がよく出てきます。例えば、その契約書が印紙税法に規定する第2号文書に該当するのか、それとも第7号文書に該当するのか判断に迷うことが少なくありません。今回はその第2号文書と第7号文書について、ご紹介したいと思います。

1. 第2号文書と第7号文書

(1) 第2号文書(請負に関する契約書)とは

請負契約に関する契約書を指します。請負契約とは、当事者の一方(請負者)がある仕事の完成を約し、相手方(注文者)がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを内容とする契約をいいます。

【具体例】 建築請負契約書、エレベーター保守契約書、プログラム開発契約書など

(2) 第7号文書(継続的取引の基本となる契約書)とは

契約当事者間で反復して行う継続的取引の基本となる契約書を指します。一般的な第7号文書は以下のすべての要件を満たす必要があります。

【具体例】 エレベーター保守契約書、継続的商品販売基本契約書、代理店契約書など

- ・ 営業者間における契約書であること
- ・ 売買、売買の委託、運送、運送取扱い又は請負のいずれかの取引に関する契約であること
- ・ 2(回)以上の取引を継続して行うための契約であること
- ・ 2(回)以上の取引に共通して適用される取引条件のうち目的物の種類、取扱数量、単価、対価の支払方法、債務不履行の場合の損害賠償の方法又は再販売価額のうち1以上の事項を定める契約であること
- ・ 電気又はガスの供給に関する契約ではないこと
- ・ その契約期間が3ヶ月以内、かつ、更新の定めがないものを除く

2. 第2号文書と第7号文書の両方に該当する場合

例えば、契約期間1年(自動更新あり)の機械保守契約を締結した場合がこれにあたります。こういった場合、第2号文書又は第7号文書のどちらに該当するものとして印紙を貼付するのか判断に迷いますが、次のように規定がされています。

(1) 文書の所属



(2) 契約金額とは

原則として契約書に記載されている金額で、契約の成立等に関して直接証明の目的となっている金額をいいます。

なお、具体的な契約金額が記載されていない場合で、単価、数量などの記載があり、その文書の契約金額が計算できるときはその計算した金額が契約金額となります。

(3) 具体例

※第2号文書と第7号文書の両方に該当するエレベーターの保守契約の場合

(保守料金)
第〇条 エレベーターの保守料金は、1ヵ月2万円とします。
(契約期間)
第〇条 本契約は、平成〇年〇月〇日より1年間とします。

この場合は、単価と契約期間が定められていますので、契約金額は2万円×12ヶ月=24万円と計算できます。したがって、この文書は第2号文書として印紙を貼ります。

(保守料金)
第〇条 エレベーターの保守料金は、1ヵ月2万円とします。
(契約期間)
第〇条 本契約は、平成〇年〇月〇日より有効とします。

この場合は、単価は定められていますが、契約期間が定められていない(契約がいつ終了するが明確でない)ため、契約金額の計算ができません。したがって、この文書は第7号文書として印紙を貼ります。